

最高裁人任E第165号

(人い-1)

平成16年2月18日

改正 平成21年4月1日人任一E第000348号

高等裁判所長官 殿

簡易裁判所判事推薦委員会委員長

地方裁判所長 殿

簡易裁判所判事選考委員会幹事

最高裁判所事務総局人事局長 山崎敏充

簡易裁判所判事候補者の選考について（依命通達）

標記の選考（以下「選考」という。）は、下記により実施しますから、これによ
ってください。

記

第1 推薦

- 1 簡易裁判所判事推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）は、簡易裁判所判事として適当と認める者があれば、所在地を管轄する高等裁判所を經由して、毎年1月31日までに、簡易裁判所判事選考委員会（以下「選考委員会」という。）に対して推薦する。
- 2 1の推薦に当たっては、別紙様式により被推薦者ごとに作成した「選考任用による簡易裁判所判事の候補者推薦名簿」を、推薦書に添付して提出する。

第2 選考

- 1 選考の区分

簡易裁判所判事候補者の選考は、第1次選考、第2次選考及び身上調査によって行う。

2 第1次選考

(1) 目的

簡易裁判所判事の職務に必要な法律学に関する学識及びその応用能力を審査する。

(2) 対象者

推薦委員会から推薦のあった者

(3) 内容及び方法

ア 内容

次に掲げる5科目の筆記試験を行う。

憲法

民法

刑法

民事訴訟法

刑事訴訟法

イ 方法

論文式により行う。

なお、六法（岩波書店、三省堂若しくは有斐閣発行のもの又は司法試験用六法に限る。）の使用を認める。ただし、書き込みのあるもの及び解説又は参照判例付きのものは認めない。

(4) 実施機関

対象者を推薦した推薦委員会の置かれた地方裁判所を監督する高等裁判所とする。

(5) 期日、日程及び場所

ア 期日

選考委員会が各年度の試験ごとに定める。

イ 日程

第1日目

午前 憲法

午後 民法

第2日目

午前 刑法

午後 民事訴訟法

第3日目

午前 刑事訴訟法

なお、各科目の試験時間は、2時間とし、開始及び終了の時刻は、選考委員会が各年度の試験ごとに定める。

ウ 場所

実施機関が指定する場所

(6) 合格者決定

選考委員会が試験答案の審査結果に基づいて決定する。

3 第2次選考

(1) 目的

簡易裁判所判事の職務に必要な民事法及び刑事法に関する学識及びその応用能力並びに人物を審査する。

(2) 対象者

第1次選考合格者及び選考委員会が相当と認める者

(3) 内容及び方法

ア 高等裁判所における一般試問

(ア) 第1次選考合格者について、当該合格者を推薦した推薦委員会の置かれた地方裁判所を監督する高等裁判所において、身上、経歴、適性等の

一般的事項に関する試問を行う。

(イ) 試問は、選考委員会から委嘱された臨時委員が行い、その結果を各年度ごとに定める期日までに、選考委員会に報告する。

イ 法律試問

(2)の対象者全員について、最高裁判所において、口述の方法により法律問題に関する試問を行う。

ウ 最高裁判所における一般試問

(2)の対象者全員について、最高裁判所において、身上、経歴、適性等の一般的事項に関する試問を行う。

(4) 期日

選考委員会が各年度の試験ごとに定める。

(5) 結果の判定

選考委員会が(3)の各試問の結果を総合して判定する。

4 身上調査

第2次選考対象者について、身上調書その他関係書類の記載事項の真否その他必要な事項について調査を行う。

5 選考合格者の決定

選考委員会が第1次選考、第2次選考及び身上調査の結果を総合して決定する。

付 記

- 1 この通達は、平成16年2月18日から実施する。
- 2 平成15年11月20日付け最高裁人任E第1236号簡易裁判所判事選考委員会幹事通達「簡易裁判所判事候補者の選考について」に基づく、簡易裁判所判事選考候補者の推薦は、この通達の定めに基づいて行われたものとみなす。

付 記

この通達は、平成21年4月1日から実施する。